

そもそも 調停センターって？



みなさんの話し合いを 精一杯サポートします！

身の周りでトラブルが起きてしまった。裁判所に訴えたとすると、大ごとになるし、時間も費用も心配。でも、このまま泣き寝入りはしたくない。そういう方にオススメの解決方法です。トラブルの法的解決に詳しい司法書士を交え、じっくりと話し合い、お互い納得のいく解決を目指していくところです。

青森県司法書士会調停センターは、青森県内で初めて「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づき、法務大臣の認証を受けた調停センターです。

詳しくは

Question **Q** & **A** Answer



Q 話し合い(調停)はどこですか？

A 話し合い(調停)は、基本的に当センターで行いますが、当事者双方の事情をお聞きしたうえで、他の場所で行うことも可能です。

Q 話し合いの内容が誰かに知られたりしないの？

A 調停センターの手続きは非公開です。手続きに関与する者には守秘義務が課せられているので、他に知られることはありません。ご安心ください。

Q どちらかの味方になってくれるの？

A いいえ。調停人は、公平・公正・中立な立場で話し合いのサポートをします。

Q 法的アドバイスを受けたいんだけど…

A 司法書士会総合相談センター(TEL 0120-940-230)で話し合い(調停)の前に無料法律相談を受けることができます。

Q まずは、どのような手続きかを電話で聞きたい！

A 当センターにお電話いただければ、担当者から折り返しお電話を差し上げ、ご不明な点をご説明します。

Q 費用はいくらかかるの？

A 調停にかかる主な費用は次のとおりです。ただし、平成30年3月31日まで手数料は無料となっています。

- 申 込 手 数 料 …お申込時に 10,000円(税別)
- 期 日 手 数 料 …1回あたり 10,000円(税別)
- 合意成立手数料 …合意成立時に 30,000円(税別)

お問い合わせ先

青森県司法書士会調停センター「まる〜く」

TEL 017-776-8398

お問い合わせ時間／平日午前10時～午後5時(祝日除く)
〒030-0861 青森市長島3丁目5番16号



そのもめごとの解決に向け **裁判しなくても**
調停センターで司法書士がお手伝いします。



大丈夫はほっとくなら、でも
一歩踏み出してみませんか？

青森県司法書士会調停センター「まる〜く」

法務大臣認証番号第146号 認証年月日 平成28年4月1日



大した金額 じゃないから…

とあきらめる前に
一度相談して
みませんか？



不動産のもめごと

家賃を滞納して、**払ってくれない。**
敷金を**返してくれない。**
アパートの水漏れ工事をしたけど、
大家さんが**払ってくれない。**



お金のもめごと

お金を貸したけど、
返してくれない。
お金を請求されているが、
一括では払えない。
商品を買ったのに、
お金を**払ってくれない。**



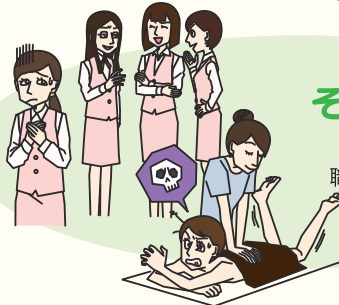
ご近所のもめごと

隣りの屋根雪が落ちてきて、
修理費がかかった。
雪の捨て場のことで、
いつも喧嘩になる。
近所の騒音がひどいので、
困っている。



その他のもめごと

残業代を**払ってくれない。**
職場で**嫌がらせ**にあっている。
エスデで**怪我**をした。



今のままだと
平行線…

二人きりでは
顔を合わせ
たくない

でも泣き
寝入りは
したくない

大ごとには
したくない…

裁判は
ちょっと…
周りにも
知られ
たくないし…

時間とお金が
心配…

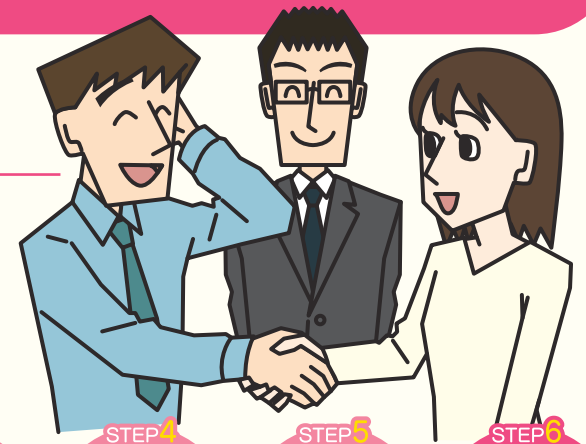


それでも何とかしたい! 解決したい!

調停人として選ばれた司法書士が、公平・中立な第三者として同席し、
当事者同士の話し合いをサポート

あくまで…

- 主役は「当事者」
- 法律にとらわれない**柔軟な解決**
- 当事者が**一生懸命決めた約束**だからこそ、
その約束は**守られる**



STEP 1
ご相談の
流れ

STEP 2
お問い
合わせ

STEP 3
ご説明

STEP 4
お申し込み

STEP 5
相手方の
応諾

STEP 6
話し合い

解決!

もめごとの解決をあきらめる前に、まずはお気軽にご連絡ください。